

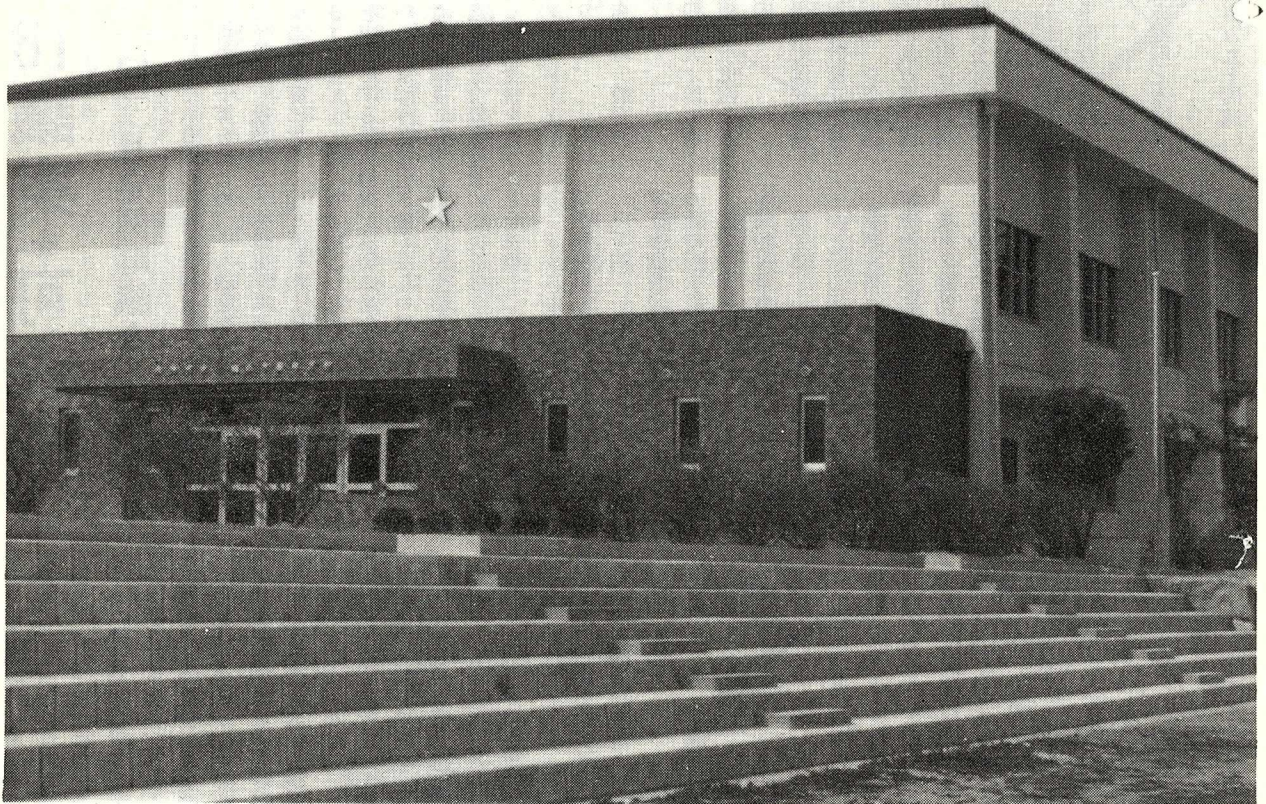
広報

# あかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 2004  
 印刷所 赤池印刷 毎月 1回発行

町の人口	
人口	9,482人 (増10)
男	4,530人 (増4)
女	4,952人 (増6)
世帯数	2,958世帯 (増3)
出生	6人
転入	40人
死亡	13人
転出	23人
(54年2月末日現在)	

( ) 内は前月との増減



(市場小学校体育館・3月10日完成)

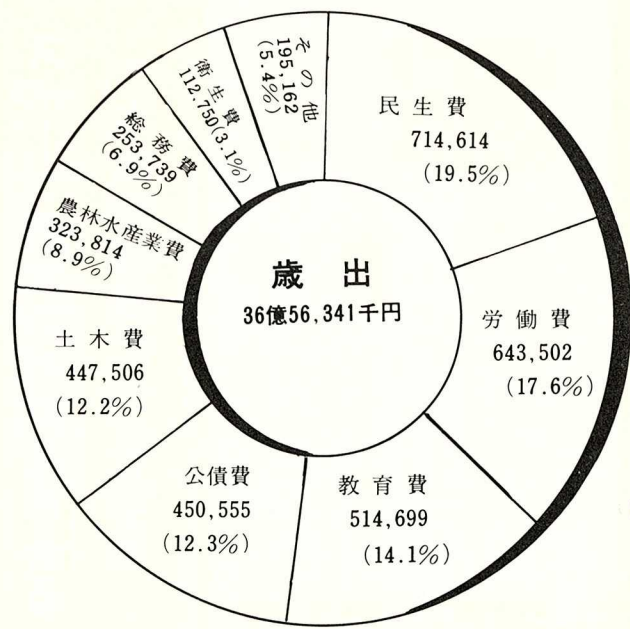
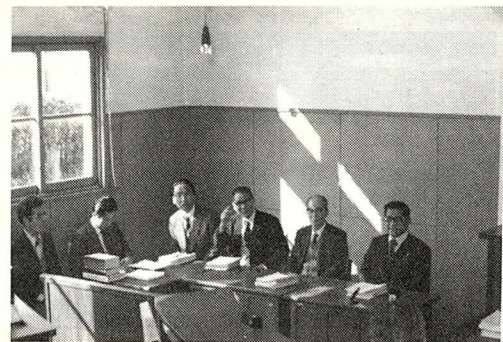
## ◇市場小学校体育館が完成 総面積 987平方メートル◇

—— 時代の要求に応じた装いの近代的体育館 ——

年々盛んを増しているスポーツの振興は、現在施設等の不足でそのパワーを十分発揮できないところにあります。市場小学校講堂は昭和9年建築のもので老朽化が著しく面積も狭隘であったため、このたび総面積987平方メートル(鉄筋コンクリート1部2階建)、総工事費約1億3,500万円の近代的な体育館が3月10日完成しました。この体育館は時代の要求に相応した装いで、児童の教育の場として、特に体育を通じて明るく豊かな人間づくりのための施設として、更には社会体育振興の場としてふさわしい建物です。



(第一回三月定例町議会より) 3月16日、町執行部



- 《主な経費の内訳》
- ◎同和対策事業 (八億三千二百五十二万五千円)
    - ※市場地区総合整備事業 ※同和地区下排水路改良工事 ※集会所建設工事 ※児童遊園地建設工事 ※納骨堂建設工事 ※防火水槽設置工事 ※かんがい施設工事 ※ため池改良工事
    - ※農道整備事業 ※農機具格納庫建設工事 ※農機具購入 ※共同育苗施設工事 ※共同作業所・出荷所建設工事 ※崖地災害防止工事 ※橋りょう新設改良工事 ※地区総合整備事業
    - ※住宅団地造成事業 ※上野地区総合体育施設建設工事
  - ◎失業対策事業 (六億四千三百四十六万六千円)
    - ※一般失業対策事業 (町内一般の狭道舗装工事) ※緊急就労対策事業 (道路改良舗装工事) ※産地地域開発就労事業 (棚ヶ谷住宅団地造成工事) ※特定地域開発就労事業 (総合グラウンド造成工事)
    - ◎公営住宅建設事業 (一億五千五百九十六万二千円)
      - ※同和向公営住宅建設三十戸 (高尾六戸・市場二十四戸)
    - ◎災害復旧事業 (二千四百四十九万八千円)
      - ※伏原下水道氾濫復旧事業費
      - ※義務教育施設整備事業 (一億二千三百九十九万四千円)
        - ※市場小学校々舎建設工事
      - ◎不良環境地区改善事業 (下排水路)
        - ※災害関連事業 (二千六百五十九万五千円)
          - ※ボク山防災事業

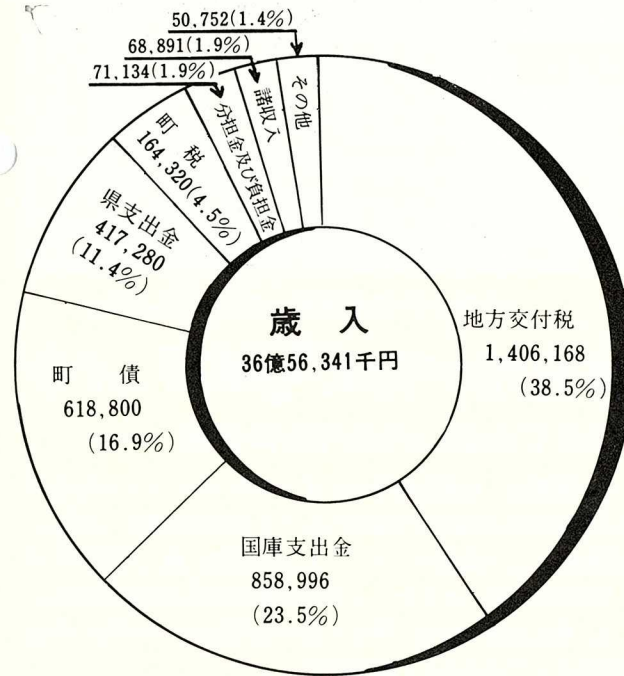
# 新年度予算など18議案を可決

## 一般会計 36億5,634万1千円

### 景気回復と住民生活安定を柱に

#### 第一回三月定例町議会

- 三月定例町議会は三月十六日から三月二十四日までの十四日間にわたって開かれ、新年度予算をはじめ、十八議案を可決しました。一般会計の当初予算は、総額で三十六億五千六百三十四万一千円、これは昨年度当初予算に比べて〇、五割増とほぼ前年度と同じ予算となっています。
- 本年度は内需を中心とする景気回復が着実に進む方向にあります。が、地方財政については昨年度に引き続く厳しい財政状況の中で、本町では景気の着実な回復に資するため住民生活充実の基盤となる公共事業等の推進及び社会福祉施策の充実をはかる等、財源の重点的配分と節度ある財政運営を行うことを基盤として本年度予算の編成が行われたものです。
- 内容は次のとおりです。
- 予算総額一億三千三百六十二万三千円
  - 臨時石炭鉱害復旧事業赤池下水道(富尾)復旧工事二件、○大谷同和対策集会所敷地造成及び建築工事、いずれも工事請負金額が三千万円を超えるため議会の承認を得ました。
  - 赤池町大字市場第六区代表との契約の締結
  - 草場区の代表者より区有財産の処分の依頼がありましたので、地元民の要望により赤池町の財産として保存登記を行うために契約を締結するため議会の議決を得ました。
  - 赤池町固定資産評価審査委員会委員の選任
  - 工事請負契約の締結
  - 臨時石炭鉱害復旧事業赤池下水道(富尾)復旧工事二件、○大谷同和対策集会所敷地造成及び建築工事、いずれも工事請負金額が三千万円を超えるため議会の承認を得ました。
  - 赤池町大字市場第六区代表との契約の締結
  - 草場区の代表者より区有財産の処分の依頼がありましたので、地元民の要望により赤池町の財産として保存登記を行うために契約を締結するため議会の議決を得ました。
  - 赤池町固定資産評価審査委員会委員の選任



- 現委員谷富次氏の任期が五十四年四月十五日で満了となるため後任者として白川勝廣氏を選任するため議会の同意を得ました。
- ◎歳計現金預入先指定
- 例年どおりの取扱い金融機関の指定となっております。
- 赤池町条例の固定資産税の昭和五十四年度における納期の特例に関する条例の制定
- 地方税法の一部改正により固定資産税の一期分納期を(五十四年四月一日から四月三十日)とあるを(五十四年五月一日から五月三十一日)に変更するため改正されました。
- 赤池町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 各種委員の年報酬及び日給を現状に即応するよう引き上げるもので改正されました。
- 赤池町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 国保運営協議会の諮問により近隣町村の動向に併せて郡内統一して改正されました。
- 昭和五十四年度赤池町一般会計予算
- 昭和五十四年度の歳入歳出予算の状況は次表のとおりで、本年度予算総額は三十六億五千六百三十四万一千円で前年度当初予算と比較し〇、五割増と前年度とほぼ同じ予算となっています。

**候補者などの寄付は全面禁止**

**きれいな選挙は**

**“三ない運動”から**

**贈らない、求めない、受け取らない**

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意思のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であらうとも、いっさい禁止されています。

また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけませんので、十分注意しましょう。

**贈らない**

「ここという「寄付」とは、お金や品物を贈ることとは異なり、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。具体的な例をあげると、次のようなものです。

- ◎お中元やお歳暮、出産・入学、卒業、開店などの祝い金を贈ること
- ◎お葬式の際、香典や花輪などを出すこと
- ◎祭りや催し物にお金や酒などを提供すること

◎団体旅行などに寄付すること

候補者や政治家などの寄付については、選挙のときはもとより、常日ごろから

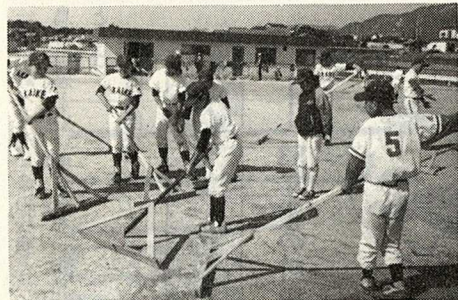
**求めない**

「きれいな選挙」を心がけましょう。

### 少年野球部 紅白戦で送別会 親子親善スポーツ祭

【少年野球部】「先輩、お元気で。中学校でも頑張ってください」。スポーツ少年団野球部(監督居原昌信さん)の六年生送別紅白試合が、陽春の三月二十五日、総合グラウンドで行われ、卒業生七人が後輩の激励を受けました。また、父兄会(大穂稔会長)から記念品が贈られ、卒業生の前途を祝福しました。

【剣道少年部】同日、剣道部は第三回親子親善スポーツ祭。広い総合グラウンドの片面で、親子揃って百十人が陽光を身体いっぱいにあびて躍動。上村師範、立花後援会長をはじめ多勢の父兄、部員が一体となり、豊富なプログラムで一日をたのしくすごしました。



最後のグラウンド整備に汗を流す卒業生部員



なかなかうまくいきません(剣道部のパンくい競走)



女子A級決勝戦、沖さんのスマッシュきまる

### 清原 裕選手(十八支所)が優勝 ——バドミントン赤池選手権大会—— 女子は蔭西由里子選手(町営)

体協専門部が取り組んだ初の個人タイトル戦、バドミントン赤池選手権大会が二月二十五日、町民会館で行われ、A級男子で清原裕選手、女子は蔭西由里子選手が初優勝を飾りました。

### 囲碁同好会が 新発足 4月26日に準備会

赤池町の囲碁同好会は、これまで行事の愛好者の集まりにすぎませんでしたが、このほど再編新発足が話し合われ、日

常活動のできる団体へ脱皮することになり、広く会員を募集することを旨とし、四月二十六日に新発足の準備会をひらくことになりました。

なお、新しい会の結成総会と記念会は、五月二十七日(日)町民会館で予定されています。

当日はバドミントン部員をはじめ各地区から腕に覚えのあるツワ者八十一人が、自分の力量、経験に応じてクラスを選び、タイトルに挑戦。各クラスとも始終熱戦好ゲームが展開されましたが、とくにB級の優勝戦では男女とも激しい打ち合いとなり、会場を湧かせました。試合のあと、大村部長は「次回の展望に期待がもてる」と話していました。当日の激戦の結果は、次のとおりです。(敬称略)

- 【A級】▽男子 ①清原 裕(十八支所) ②藤田数之(西町)▽女子 ①蔭西由里子(町営伏原) ②沖さゆり(八支所)
- 【B級】▽男子 ①安武義紀(四区) ②蔵本忠義(町営伏原)▽女子 ①香月京子(四区) ②小笹砂代(小藤団地)
- 【C級】▽小学校高学年 ①御領陸美(十七支所) ②沖ひろみ(八支所)▽小学校低学年 高林広美(十支所) ②崎本実穂(町営伏原)

### スポーツ安全協会

### 傷害保険

### 加入のお知らせ

この保険は、地区公民館や愛好者で組織された団体が、活動中に生じた事故等によって傷害を負った場合補償する保険制度です。

○加入できる団体 十人以上で編成された団体が責任者や団員が明確に把握されている団体

### ○対象となる傷害

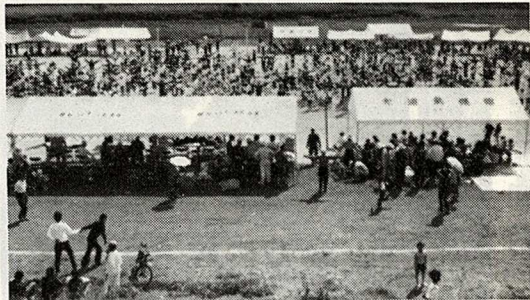
- ①団体管理下における活動中に傷害を受けたとき、②団体が指定する集合場所、解散場所と団員の住所との通常経路の往復中に生じた傷害。

### ○保険料

- ①小中学校児童・生徒(スポーツ少年団等) 一人三百四十円。
- ②高校生以上で文化、奉仕活動を主とする団体 一人四百円。
- ③地域スポーツ活動(地域バレー、ソフト等) 一人六百八十円

- 医療保険金
  - ①支払金額 通院一日 千円
  - 入院一日 千五百円
  - ②支払限度 非入院 九十日
  - 入院 百八十日

なお、町公民館ではこの保険に子ども二百円、大人百円の助成をいたします。詳細は公民館(TEL 四一〇〇)へ問い合わせください。



【写真は、昨年の体育祭から 開始前3000人の体操】

### 町民体育祭 5月13日の予定 新設の総合グラウンドで

町民体育祭がやってくる——。5月13日(日)、新設の総合グラウンドで、ケンランたるスポーツの祭典が計画されています。

去年は、三年ぶりの体育祭とあって町内各地区から3,000人がつどい、大変盛んな体育祭でした。

ことしはさらに工夫をこらし、昨年に劣らぬ楽しい体育祭にしようと、関係諸団体で実行委員会を組織、3月28日の第一回会議で日程を決定、要綱案が検討されました。それにより、実行委員会にプログラム編成、審判、進行、総務等の専門委員会を設け、それぞれの機能を集結して体育祭の運営にあたることを決定し、実行委員長に池田体協会長、副委員長には体協、地区公連、諸団体および体育指導委員からそれぞれ1名を選出することになりました。

なお、第二回の実行委員会は4月10日に予定されています。

### スポーツ振興の両委員さまる

### 実践指導強化をはかる

三月十六日にひらかれた定例教育委員会は、三月末日で任期が満了するスポーツ振興審議会委員と体育指導委員の次期の人選を決定しました。

この人事は、スポーツ振興法に基いて設置されている両委員の四月一日から就任する委員の選任で、あり、スポーツ振興振興委員会が

### 体育指導委員の紹介



居原さん



浦田さん



上村さん



河野さん



太田さん



黒土さん



小松さん



田中さん



徳永さん



武末さん



林さん



早谷さん



藤田さん



長谷川さん



村上さん

主として社会体育行政の政策面から、体育指導委員は主として実践技術面から、体育振興を推進する役割をもつものであります。

今期からは特に体育施設の整備にもあつて体育指導委員が三名増強されることになりました。

また、スポーツ振興審議会委員には、オリンピック、モントリオール大会でマラソンランナーとして活躍した水上則安さんが選任されました。

- スポーツ振興審議会委員
  - 池田 利文さん(九支所)
  - 清原 義則さん(車道)
  - 木村 光さん(松本)
  - 仲島 利昭さん(猿畑)
  - 水上 則安さん(猿畑)
- 体育指導委員
  - 居原 昌信さん(昭和町)
  - 浦田 真吾さん(上野大谷)
  - 太田 博視さん(上野大久保)
  - 上村 常夫さん(松本町)
  - 黒土 正彦さん(南町団地)
  - 河野 進一さん(南町団地)
  - 小松 節夫さん(上野大浦)
  - 田中 近さん(市場)
  - 武末 一郎さん(貴船)
  - 徳永 清隆さん(九支所)
  - 林 道治さん(朝日町)
  - 早谷喜久雄さん(八支所)
  - 長谷川恵久さん(本町)
  - 藤田 数之さん(西町)
  - 村上 浩二さん(新町)

▼「町民最優先」のルーツは開かれていた。が、そこにはルールがある。使用計画があらかじめ提示され、それが調整され、施設の総合的利用計画が確立する。この段階で「町民最優先」が保障されるのである。

▼歩行者優先の道路交通にも信号があるように、無制限、絶対的優先がこの世にあるものではない。

### カラフル

▼三月二十五日の日曜日、少年剣道部の運動会が行われた。お天気はよかったが、風が冷たい日だった。少年少女のチビッ子剣士五十人とその父母で百人あまりの小さい運動会だったが、これが今年のスポーツシーズンの幕あけとなった。

▼これまでこの小さな運動会は、福智下宮の境内や川原グラウンドなどで行われてきたのだが、今年には整備された町民グラウンドで行われ、心なしかどの顔も晴れ晴れと満足気だった。

▼町当局が多額の費用を投じて建設した体育施設は、もちろん町民のための施設であり、その管理運営に当たっては「町民最優先」の原則に立っているのは当然である。しかし、施設は公共の施設であり、町民以外に使わせないという排他的なものではない。町民であつても今日申込んで今日使用できるとは限らないのである。